特 23396 号 特許

雜報 575

海軍軍縮協定の基準について（その三）

海軍省海軍軍事普及部

（四）公正妥當な海軍軍縮協定の基準

一、前號において述べたやうに、現有勢力を基準とした既存條約には幾多の不合理を含むものであり、かつその實績に徴して最早これを將來に適用すべからざるものと認められるので、明年の軍縮會議においては、これを更改して最公正妥當な軍縮協定に達しなければならないことはもちろんである。

公正妥當な協定に達せんがためには、先づ出發點において公正妥當な基準をたて、これに基いて會議を進めるのでなければ、また〳〵前車の轍に入るべきは明かであつて、この點充分なる研究を要することはもちろんである。

二、軍縮を行ふに當りこれを公正妥當なるものとし、その眞正なる目的を達せしめるためには、次の三要項を考へる必要がある。

第一に軍縮の目的となすべきものは、何であるかといふこと

第二には右の目的を達成するに當り、何を基調とすべきか

第三には右の基調をもつて軍縮を實行するに當り、如何なることを要則とすべきか

である。

三、第一の軍縮の目的は先づ各國の安全を期し得ることを根本としなければならない。軍縮事業は國際平和を確保し、軍費の輕減を計らんとする目的を有するのであるけれども、これ等は各國が安全にその存立を確保し得ることによつて求められるのであつて、不斷にその存立を脅威せらるる如き軍備に制限されて、なほ國際平和を維持せんとするならば、結局他國に叩頭してその憐を乞ふより外に途がないのであつて、かゝる平和は眞實の平和でなく、またかくして得た經費節減は他日國家に與へられる、大害の基となるのであるから、國の安全のため必要とする軍備を齊整するの權利は、各國共にこれを保持せしめ、不脅威不侵略の原則を確立することをもつて、軍縮の目的としなければならない。

四、右の目的を達成するために、軍縮の基調とすべきことは、差等比率を撤廢すると共に、攻擊的兵力はこれを全廢若くは縮減して、防禦的兵力はこれを整備しかつ實質的の大軍縮を行ふものでなければならない。

條約により關係國間に差等比率をもつて、兵力の制限を行ふ場合には、海上兵力の移動性に鑑みて、優勢海軍國は何時たりとも、寡勢海軍國を攻擊することになるので、後者は常に脅威不安を感ぜざるを得ないのである。この關係は現在の如く艦船兵器航空機の發達せる狀態においては、殊んど地理的には影響を受けないのであつて、將來においてはさらにその程度を增大すると考へられるので、先づもつて差等比率の撤廢が必要である。

次に各艦種の特性につき考察を加へると、他國に對し脅威的侵略的と認められゝ攻擊的兵力もあり、主としてその國の防禦に役立つ防禦的兵力もあるのである。この攻擊的兵力を全廢若くは縮減し、防禦的兵力を整備することが、不脅威不侵略の原則に缺くべからざるものであることはもちろんである、

このことは、ジュネーヴ一般軍縮會議においても既に各國が異議なく採擇せる軍縮の重要基調である。もつとも攻擊的兵力の選定については、種々論議を生ずる場合もあるが、適當なる標準を設定して、各國が虛心坦懷にこれを檢討するならば、必ずしも解決は困難でない。

かくして量的にも質的にも、大軍縮を行ふことを基調とするものでなければ、軍縮の目的に合し得ないのである。

五、右の如き基調をもつて、軍縮を實行するに當つては、高度軍備國が他に比し、一層大なる軍縮を行つて先づその模範を示すことが、絶對的要則である。

何となれば、現下の情勢において軍縮の解決方法としては、大體において高度軍備國の兵力縮減によるか、或は小軍備國の兵軍備を認めるか、二者何れかの主義を選ばなければならない。しかし後者は軍擴の結果となるのであつて、全く軍縮の精神に反するものであるから、結局前者の方途による外はないのであつて、これを拒否する國ありとすれば、軍縮の實現は到底期せられないのである。

六、前に述べた如き三要項を具備する、軍縮の基準は理論的にも正當であり、これが實行にも何等困難を伴はず、しかして關係各國の恒久的平和を確保するものであるから、各國にして眞に軍縮の崇高なる精神に燃えるにおいては、明年の軍縮會議においては、過去における如き不合理、不公正な基準を廢し、右の新基準をもつて、公正妥當なる軍縮協定に達せしめなければならないのである（をはり）

畸形不具者に關する調査

東京市保健局衛生課

東京市における畸形不具者の治療所設置計畫樹立に當つて調査をなしたるものである。

一、畸形不具者總數

芝、深川、下谷、本郷、四谷五區における畸形不具者數一一三七名。

人口一萬に對する比率一五・四。この比率を適用すると、大東京市における高度畸形不具者推定數七、九六八名。

しかるに右は極めて高度の畸形不具者のみの算定數に過ぎないから、さらに症狀輕度のものおよび將來畸形不具者たるのおそれあるものを算入すれば、廣義における肢體不自由者の數はドイツにおける調査成績その他わが國における部分的調査成績に徴し、大東京市内において十萬人を下らないと思はれる。

參考　一九二五年ドイツ國家調査成績人口一萬につき、高度畸形不具者數六八・二人。わが陸軍省徴兵檢査成績一萬につき、高度畸形不具者數一〇九・八人。

定義　長期にわたり身體諸部の姿態に異常有りまたは身體諸部の運動機能に障碍を有する者。

程度　ドイツ一九二〇年發令畸形不具者救護法律にならへ「一般勞務場裏における生業能力が侵される程のもの」

從つて、今回の調査は輕度肢體不自由者或は將來畸形不具に陷るおそれある病患全部を調査し得たのではなく、主として高度なる肢體畸形と機能障碍を有するものに調査。

二、病類別と年齢關係

主要原因的疾病類別と、その百分比を示すと次の通りである。

イ、先天性畸形三一四名、二七・六二％（便宜上斜頸分娩、麻痺腦性、麻痺の一部等出産時障碍を含む）。

ロ、骨關節、結核二〇八名、一八・二九％。

ハ、骨髓性、小兒麻痺一七七名、一五・五七％。

ニ、腦性麻痺一〇〇名、八・八〇％。

ホ、外傷に起因するもの九四名、八・二二％。

ヘ、骨膜骨髓炎五一名、四・四九％。

ト、その他全部一七・〇八％。

三、發病時年齢關係

發病時年齢先天的のもの二七・六二％、一歳より五歳までのもの三三・八六％、六歳より十歳のもの一一・九六％、以下年齢增加と共に急減する傾向にあり、五歳以下のもの實に六一％以上を占める。

隣治救療關係より見れば、かゝる幼若兒童の早期治療は最も重要であつて、整形外科診療相談所の主なる對象であらう。

四、治療關係

從來の治療關係　主要疾患について專門醫の診察のみを受けたもの一九三三名(六一・四〇%)、現在治療を繼續せるもの九七名(一〇・五八%)、診察も治療も受けないもの九四名(一〇・二五%)である。このうち治療を受けたといふものゝ大部分は、短期物理學的治療を受けしものゝみである。

特に先天性畸形にあつては、全然診察さへも受けないもの二九・三五%を占め、就中先天性肢關節脱臼の如き幼若期適當なる治療を施せば、完全治癒を望み得べき疾患であつて、現在治療期を失したゝめに、恒久性高度畸形となつて跛行するものを、學齢兒においてさへ五二名を算した。その早期發見と診療を主とする整形外科診療相談所の如き救療機關の必要ますゝ〳〵急なる所以である。

五、教育關係

今回の調査において、各區小學校通學兒童については、殆んどもれなく調査し得たが、通學兒童畸形不具者數最も多く六〇二名、普通小學課定を修了したもの二三九名、學齢期前の幼若兒童一五七名、不就學兒童ならびに中途退學者一三九名を得た。かゝる通學兒童中において學齢期前の醫療を必要としたものが大部分であつたことは前項で述べた通りである。

結核性骨關節炎兒童九八名の如きは、自己の病状増悪に拍車を加へつゝ通學せる如き狀態であつて、小兒麻痺兒童一〇五名と共に、整形外科治療を主體として、普通學校令によらない特殊教育を授け得る醫療治教導所(クリユッペルハイム)施設を必要とし、その輕度なるものはその他の畸形不具疾患兒童と共に、自己の身體的弱點に無理をしない、例へば本市光明學校の如き特殊學校を適切とする。

六、職業關係

今回の調査においては職業適齢期二十一歳以上の畸形不具者數は比較的少數を調査し得たるに過ぎず、かつ壯老年期發病のものは、この救護事業の目的から見て重要でないから、これを除外する時は、男子八六名、女子五三名に過ぎない。

そのうち職業を有するもの男子四五・三五%、女子二四・五三%の少數である。そのうち他より扶助なく獨立生計を幸して立てるもの男子三一・四%、女子一五・〇九%に過ぎないが、これ等は如何に悲慘なる狀態なるかを窺ふに足るべく適性職業指導の必要を痛感する。

なほ、例へば外傷に起因する不具者について、不具に陥れる前後の職業の續行轉業および生業狀態を見るに、同一職業を繼續するもの一三三名、轉業したもの一一名、失業したもの一八名の如き狀態であつて、家族の續扶を見るに戸主、長男に多いのは一層悲慘のことであつて、職業再教育の要を生ずるわけである。

七、家族生計關係

以上のやうな畸形不具者を有する家族について、長期にわたる整形外科治療費を果して負擔し得るや否やを定めるのは、救護上頗る重大なることに屬する。

便宜上家族的收入月收について、上、中、下と區別し、現行東京市祠院使用條例施行細則を參照し、單身者四〇圓未滿月收のものを下、八〇圓未滿を中、八〇圓以上を上として區別すれば、上に屬するもの三一名、中五三九名、下五六七名を算し、その大部分は中以下に屬することを知る。いよ〳〵公共團體による救護施設の手をまつことの緊要缺くべからざるを覺ゆる。

今回の調査による畸形不具者の數的成績は、居住人口に對比して甚だ不備の感がすくなくないが、高度畸形不具者は殆んど把握し得て、これを適切なる職業の勞働者に與へられ得ない場合には、その地位は農業以外の企業を退いた二十五歳未滿の年少者のために留保されなければならない。年少者は職業紹介および失業保險局長の指令のあつた場合にのみ、職業紹介所によつて農業に就業させられる。

補助と補償　一定の條件の下に二十五歳未滿の俸給被傭者の代りに、四十歳を超ゆる俸給被傭者たる男子の失業者を雇傭しうる企業は、その豪つた生産高の損失に對して、補償としての補助金を受けることを得る。

補助金は一定の條件の下に、結婚した農業勞働者のため住宅をたてゝやつた雇傭主に支給され、補償ほまた年少の農業勞働者の代りに四十歳を超ゆる既婚男子を就業せしめる雇傭主にも給與する。

紛爭と罰則　企業における正確な年齢の標準ならびに二十五歳未滿の勞働者の雇傭に關して、企業と職業紹介所との間に起る紛爭は、卽職業紹介所長にあつて先づ裁定され、上告の場合には紹業紹介および失業保險局長によつて裁定される。違反の場合につき罰則が規定されてゐる。

ドイツの失業克服策

國際勞働局東京支局

最近ドイツにおいて失業克服のため二個の重要な措置が採られた。

その一つは勞働者雇傭法が、一聯の北ドイツの諸都市に適用されたことであり、他の一つは雇傭の配分、特に年少者に代つて家族の扶養義務ある、年長者を就業せしめることに關する、追加的規則の公布されたことである。

一九三四年五月十五日付の勞働者の雇傭を規制する法律は、職業紹介および失業保險局長に對し、特定の地域においては當該地域に居住せざる勞働者または俸給被傭者は、特別の許可なくしては雇傭され得ない旨を規定する權限と農業以外の企業の若干の部門において、農業勞働者の雇傭を制限する權限を與つてゐる。

この措置のベルリンにおける實施の結果は、失業者の激減を見たので、職業紹介および失業保險局長は、一九三四年八月三十日に同法の適用をハンブルグ、アルトナ、ヴンデベックおよびハールブルグ＝ヴィルヘルムスブルグの諸都市、ブレーメン州およびデルメンホールスト、ノールデンハムジェーゼルミュンデの諸都市ならびにその附近の地域に擴張することを命令した。もつとも、これ等の命令は海員に關する例外を含んでゐる點において、ベルリンに關するそれとは異つてゐる。

農業からの勞働者を一聯の工業において雇傭することを規制する指令もまた、職業紹介および失業保險局長シルプ氏によれば滿足の結果を收め、耕作者の懸念にもかゝはらず、今年の收穫中においては農業勞働の不足はなかつた。がしかし、局長は農業地域からの勞働者が、工業的企業において、その生計費を獲得する機會を ことごとく奪つて了ふことはできないから、一部の人々が望むやうに、これ以上急進的な措置はとれないと述べてゐる。のみならず、工業勞働者階級も、ある程度において農村地方の人と交替することを要求してゐる。

雇傭の配分　年少勞働者に代つて年長勞働者を雇入れしめることに關して、一九三四年六月十九日にドイツ雇傭團體の首領ならびに、職業紹介および失業保險局長の發した一共同訓令および同期日前に右の措置に關して、一聯の雇傭主および勞働者の團體ならびに地方官廳のとつた措置は、種種の困難と雇傭主および勞働者の間に、不確實な感を起さしめるにいたつたので、全國經濟大臣は一九三四年八月十日、職業紹介および失業保險局長は、雇傭の配分と規制を獨占權を有する旨を規定せる一命令を發した。

同命令は勞働者または俸給被傭者を傭使する企業に適用される――たゞし海運業、家事勞働および(農業に別段の定めある場合を除き)農業には適用されない。各雇傭主はその傭使する勞働者または俸給被傭者の年齢が、國家利益卽ち一定年齢の勞働者および俸給被傭者、特に大家族を擁するこれ等の勞働者は、二十五歳未滿の勞働者および俸給被傭者に優先して、給職さるべしとの要求に合致するか否かを確めるために、その全被傭者の構成を吟味することを要求されてゐる。もつともこの場合、技術的および經濟的見地から企業の要求をも適當に斟酌しなければならないが、就中引續き熟練勞働者として訓練するために、維持さるべき年少者の數を考慮することを要する。

この調査の時期は一九三四年九月と定められてゐる。要するのある年少の成年男子、徒弟および被傭者にして陸軍々人たる者または勞務制、農業援助または國家社會主義風隊の成員は解雇することを得ない。農業企業において適用されるべき標準が決定したならば、雇傭主は勞働紹介所と連絡をとることを要する。しかして、紹介所は當該雇傭主に對して、その被傭者中餘剩の年少者、およびその他の職特に農業、任意勞務制、農業援助および家事勞働における職を與へ得るか否か、與へ得る場合にはその時期を通告することになつてゐる。被傭者の構成を變へたためにその被傭者數を減じたりまたは年少者をその意志に反して失業せしめたりしてはならない。

雇傭主は年少者の退職によつて空いた地位を失業中の最も年長の勞働者および俸給被傭者に與へなければならないが、この場合これ等の勞働者は原則として、大家族を擁する父または被扶養兒童をもつ母たることを要する。しかして長期の生産者であつて、貧困救濟を受けてゐる者は、特に考慮せられなくてはならない。

さらに、二十五歳未滿の者は、あらかじめ勞働紹介所の承諾がなければ、企業に雇傭されることを得ない。ただしこの許可は徒弟の場合には必要でない。勞働紹介所は陸軍、國家社會主義風隊、勞務制または農業援助制に所屬し、または年長勞働者に席を讓るために、自ら退職して農業に少くとも一箇年間從事した二十五歳未滿の年少者には、優先的待遇を與へることを得る。

農業および林業における地位が空席となりしかも適當なる職業の勞働者に與へられ得ない場合には、その地位は農業以外の企業を退いた二十五歳未滿の年少者のために留保されなければならない。年少者は職業紹介および失業保險局長の指令のあつた場合にのみ、職業紹介所によつて農業に就業させられる。

補助と補償　一定の條件の下に二十五歳未滿の俸給被傭者の代りに、四十歳を超ゆる俸給被傭者たる男子の失業者を雇傭しうる企業は、その豪つた生産高の損失に對して、補償としての補助金を受ることを得る。

補助金は一定の條件の下に、結婚した農業勞働者のため住宅をたてゝやつた雇傭主に支給され、補償ほまた年少の農業勞働者の代りに四十歳を超ゆる既婚男子を就業せしめる雇傭主にも給與する。

紛爭と罰則　企業における正確な年齢の標準ならびに二十五歳未滿の勞働者の雇傭に關して、企業と職業紹介所との間に起る紛爭は、卽職業紹介所長にあつて先づ裁定され、上告の場合には紹業紹介および失業保險局長によつて裁定される。違反の場合につき罰則が規定されてゐる。

ザール問題と獨佛

ザール領域の歸屬を決定する、人民投票を二箇月の後に控へ、領域内におけるドイツナチスの跳梁に備へるため、フランス政府は全世界に精鋭を誇る自動車隊をアルサス州境に集結、情勢悪化と共にザール領域に侵入一擧にナチス不逞分子の策動を粛清すべく、早くも待機の隊勞を整へたが、フランス政府當局は十一月一日夜特に右非實を確認、次ぎの如く言明した由。

「ザール領域内の情勢緊迫に鑑み、フランス政府は自動車隊をアルサス州内に集結、ザール國境に待機を命じた。萬一ザール領域の地方憲兵隊が、ナチスに壓倒されザール施政委員會委員長ジオフエリー・ジョージ・ノックス氏が、さいさいSを出す場合には、右自動車隊は直に出動する準備を整へてゐる數千の兵力があれば、數時間の内にナチスを彈壓事態を收拾できる見込みである。もつとも、フランス政府は決してかゝる行動に出ることを希望するものではない。おそらく萬一の場合に備へ十分警戒してゐれば結局自動車隊出動の必要がなくなるのであらう」

フランスがザール領域の國境線に自動車隊を集結したとの報に接し、ドイツ政府はこれをヘーグの國際司法裁判所に訴へるに決したと傳へられたが、十一月三日ドイツ政府は正式にかゝる意思のない旨を證明した。

イギリス外相サイモン氏は、下院十一月五日午後の質問時間に際し、ザール問題に關する勞働黨首領ジョージ・ランズベリー氏の質問に對し、英佛兩國政府の折衝經過を左のやうに答へた。

「余は先日ドイツ大使フオン・ヘーシュ氏と會見したが、同大使はザール領域籠屬決定に關する人民投票が濟むまでは、ザール國境外附近の地帶に突擊隊員または親衛隊員が制服を著用したり、示威運動を擧行したりすることを禁じた旨通告し、さらにドイツ政府は絶對にザール領域侵入を企圖してゐない旨言明した。

よつて余は、イギリス政府としては右言明に滿足する旨、獨佛兩國大使に尋ねたところ、フランス大使アンドレ・コルバン氏もまた、フランス政府の出兵が萬一の場合に備へる指置を講ずる以外他意のない旨言明した」(日本國際協會)

日本庭園の保存と都市(その四)

全國都市問題會議事務局

日本において庭園を國家的に保存する法律として、史蹟名勝天然紀念物保存法がある。庭園は史蹟名勝天然紀念物保存要目中次の二項によつて指定保存されてゐる。

史　蹟

第八　由緒ある猶宅、苑池、井泉、樹石の類

名　勝

第一　著名なる公園および庭園

從つて庭園――公園をも含む――は史蹟として、名勝として、或は史蹟名勝として指定されるのである。

史蹟にあつてはもちろん古庭園のみが指定されてあるが、名勝では古庭園以外の現代の庭園も著名なるものは指定し得るのである。しかし現在までとは、明治以前の庭園の指定が主であつて、現代のものゝ指定は甚だすくないのである。

史蹟名勝天然紀念物保存法は、大正八年六月一日に施行されたが、それ以來現在までに指定された庭園を參考のため掲げて見る。

種別、指定の事由、指定年月を省略する。

東京府

東京市小石川區小石川町
同向島區寺嶋町

京都府

久世郡宇治町
京都市右京區

小石川後樂園
向島百花園

同上京區南禪寺福地町
同右京區松尾神ヶ谷町
同嵯峨天龍寺芝ノ馬場町
同上京區

平等院庭園
大澤園
南禪院庭園
西芳寺庭園
天龍寺庭園
大慈寺方丈庭園
醍醐庭園
大仙院庭園
孤篭庭庭園
龍安寺庭園

同
同
同右京區龍安寺御陵ノ下町
同上京區衣笠金閣寺町

金閣寺(鹿苑寺)
銀閣寺(慈照寺)
醍醐寺三寶院庭園
高蓙寺庭園
妙心寺庭園
玉鳳院庭園
東海庭書院庭園
靈雲院庭園
退藏院庭園

同左京區
同伏見區醍醐東大路町
同栗山區下河原町通
同右京區花園妙心寺町
同
同
同
同

特許 2396 号 官報

桂春院庭園　同　香川縣
岡山公園　同東山區　栗林公園　香川郡栗林村
神奈川縣　福岡縣
建長寺庭園　鎌倉郡小坂村　櫛崎石坊庭園　田川郡彦山村
圓覺寺庭園　同　清水寺本坊庭園　山門郡東山村
茨城縣　熊本縣
常磐公園　水戸市上市　水前寺成趣園　熊本市
奈良縣　宮崎縣
奈良公園　奈良市　妙圓寺庭園　東臼杵郡細島町
當麻寺中之坊庭園　北葛城郡當麻村
宮城縣
殖産館及庭園　玉造郡岩木山町
福島縣
南湖公園　西白河郡白河町
會津松平氏庭園　若松市
福井縣
瀧谷寺庭園　坂井郡三國町
一乘谷朝倉氏館趾　足羽郡一乘谷村
附南陽寺趾
萬徳寺庭園　遠敷郡遠敷村
西福寺書院庭園　敦賀郡松原村
宅良村伊藤氏庭園　南條郡宅良村
粟野村柴田氏庭園　敦賀郡粟野村
石川縣
兼六園　金澤市
那谷寺東裡庭園　江沼郡那谷村
成巽閣庭園　金澤市
島根縣
菅田庵　八東郡川津村
萬福寺庭園　美濃郡益田町
臨光寺庭園　同
岡山縣
後樂園　岡山市古京町
廣島縣
縮公園　沼隈郡鞆町
山口縣
常榮寺庭園　吉敷郡宮野村

から、國寶建造物に面せる庭園は、できるだけ保存すべきである。この場合史蹟名勝天然紀念物保存法による外ないのであるから史蹟名勝天然紀念物保存法と國寶保存法と連絡運用して、始めて建造物或は庭園を理想的に保存し得るのである。（をわり）

最近官廳刊行圖書抄報

左記は各官廳近刊圖書中、當局刊行及び到著分の一部

◉官廳刊行圖書目錄　第三一號（昭和九年七月—九月）　內閣印刷局

當局發賣（東京、麹町區大手町）　東京帝室博物館　一冊　送料一六錢

◉古樂面特別展覽會目錄　同博物館發賣（東京、上野公園內）　三五錢　送料四錢

◉電氣試驗所第一部彙報　第九卷第二號　同試驗所　五〇錢　送料四錢

工政會發賣（東京、丸ノ內、有樂館內）

◉內閣印刷局業務參考資料第一號

植字機と新聞用印刷機の發達　同局

◉昭和十年曆　神宮神部署

◉考案記錄　第三二回　昭和九年度上半期　陸軍造兵廠

◉軍縮會議を中心として　海軍省

◉管內國有林植物目錄　秋田營林局

◉海外市場ニ於ケル本邦製電球ノ販引狀況　商工省

◉本邦無線電信電話局所設備一覽表　遞信省

◉拓殖圖書資料第五編　東洋植民地に於ける土人教育制度　拓務省

◉農業基本調査第三　農家經濟調査　其ノ二　臺灣總督府

◉昭和八年度樺太遞信事業統計要覽　樺太廳

◉農業經營上より觀たる本道因作地帶に於ける米作の將來　北海道廳

◉昭和八年北海道森林氣象略報　北海道廳

◉兵庫縣蠶絲業一覽表　昭和九年　兵庫縣

◉風水被害一覽表　兵庫縣

◉千葉縣生產額要覽　昭和八年　千葉縣

◉昭和九年度鳳凰調査報告　奈良縣八木測候所

◉昭和九年麥統計　長野縣

◉昭和七年岩手縣統計書　第一編　岩手縣

◉庄川下流左岸用水補給事業誌　富山縣

◉統計上より觀たる山口縣の地位　山口縣

◉資料第三編　史生線に立つ我等　香川縣

◉昭和九年愛媛縣麥統計　愛媛縣

なほ、官廳刊行圖書の全部及び、その內容等についての詳細は當局發賣の「官廳刊行圖書目錄」に登載されてゐる。

前週の官報に

◉因作地に對する政府所有米穀の臨時交付に關する法律施行規則（農林省令）　一七日

◉海軍武官奬勵（勅令）　一七

◉學校建築物の營繕並に保全に關する件（文部省訓令）　一八

◉十一月の十三都市小賣物價概況（彙報）　一八

◉農村その他應急事業地方債許可特例および同特例により地方債指定（勅令、內務省大藏省告示）　一九

◉因作地に對する政府所有米穀の臨時交付に關する法律施行期日（勅令）　二〇

◉昭和十年新年式（宮內省告示）　二〇

◉重要美術品等の保存に關する法律により繪畫、彫刻、文書典籍書跡、刀劍、工藝品および考古學史料認定（文部省告示）　二〇

◉圖書寮に臨時職員增置の件（皇室令）　二一

◉昭和十年各官立高等學校入學者選拔試驗の科目および施行日時等（文部省告示）　二一

◉米穀統制法により昭和九年度內地米の最低および最高價格公定（農林省告示）　二一

◉十一月中の外國貿易概表（彙報）　二一

◉國語審議會官制、貯金局官制中、通信官署官制中、臺灣總督府部內臨時職員設置制中および米穀其の他の輸入稅增加の件中改正（勅令）　二二

◉十一月分の外國貿易額國別表（彙報）　二二

特 23996 号